

## 上天草市職員等内部通報要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨を踏まえ、職員等からの内部通報を適切に取り扱うため、内部通報の対応に関する事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、本市の法令遵守を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

イ 市との委託契約又は請負契約に基づいて事業を行う者、その役員又は当該事業に従事している者

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者、その役員又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

エ 内部通報をした日前1年以内にアからウまでに掲げる者（イ及びウに掲げる役員を除く。）であった者

(2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実又は条例、執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）に違反する行為に関する事実をいう。

(3) 内部通報 職員等について通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合又は通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合に、その旨を知らせることをいう。

(4) 内部通報対応業務 内部通報を受け、並びに当該内部通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

(5) 被通報者 通報対象事実を行った、行っている又は行おうとしていると内部通報をされた者をいう。

(6) 通報者 内部通報をした職員等をいう。

(7) 処分等 法令に定める懲戒処分、口頭での指導又は注意その他の市が行うことができる一切の措置をいう。

### (内部通報の方法)

第3条 職員等は、内部通報書（様式第1号）の提出、電子メールの送信、電話、面談等により内部通報を行うことができる。

(総括通報責任者等)

第4条 市長は、内部通報対応業務を総括するため、総括通報責任者を置くこととし、総務部長をもってこれに充てる。

2 総括通報責任者は、内部通報対応業務を総務部総務課（以下「総務課」という。）に行わせることができる。

（通報窓口の設置）

第5条 内部通報を取り扱うため、総務課に窓口を設置する。

2 前項の窓口（以下「通報窓口」という。）は、次に掲げる業務を取り扱うものとする。

- (1) 内部通報の受付に関すること。
- (2) 内部通報についての意見の受付に関すること。
- (3) 通報者との連絡調整に関すること。
- (4) 内部通報に係る各課等との連絡調整に関すること。

（従事者）

第6条 総括通報責任者は、総務課の職員のうち指定した者を従事者として定める。

2 前項の規定にかかわらず、総括通報責任者は、総務課の職員以外の者であっても、必要に応じて従事者として定めることができる。

3 総括通報責任者は、前2項の規定により従事者を定めるときは、内部通報対応業務従事者指定書（様式第2号）により当該従事者に通知する。

（情報の共有）

第7条 内部通報の情報を共有する範囲は、あらかじめ通報者が明示的に同意した場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 通報者を特定する事項は、総括通報責任者及び従事者（次条において「総括通報責任者等」という。）に限り共有するものとする。
- (2) 通報者を特定する事項以外の事項は、必要最小限の範囲において共有するものとする。

（利益相反関係の排除）

第8条 総括通報責任者等は、自らが内部通報の事案の当事者となっている場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、その内部通報対応業務に関与してはならない。

- (1) 通報対象事実の発覚により利益又は不利益を受ける者
- (2) 通報者
- (3) 被通報者
- (4) 前2号に掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族である者
- (5) 内部通報対応業務を阻害するおそれがある者
- (6) その他利益が相反する関係を有する者として認められる者

2 総括通報責任者等は、内部通報対応業務の各段階において、相互間で前項各号のいずれかに該当していないか確認するものとする。この場合において、総括通報責任者等が前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該事実が判明した時点から内部通報対応業務に関与してはならない。

(不正の目的による内部通報の禁止)

第9条 職員等は、虚偽の内部通報、他人を誹謗中傷する目的の内部通報その他の不正の目的の内部通報をしてはならない。

(内部通報の受付)

第10条 総括通報責任者は、内部通報があったときは、誠実かつ公正に対応し、正当な理由なく受付を拒んではならない。

2 総括通報責任者は、匿名による内部通報についても、可能な限り実名による内部通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(受付手続)

第11条 総括通報責任者は、内部通報を受け付けたときは、秘密の保持及び個人情報の保護に留意しつつ、内部通報受付票(様式第3号)に従い、必要な事項を通報者に確認するものとする。ただし、通報者を特定する事項を確認することについて通報者の同意が得られない場合、匿名による内部通報であるため通報者に対する確認が困難である場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 総括通報責任者は、内部通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。

(1) 内部通報に関する秘密は、保持されること。

(2) 通報者の個人情報は、保護されること。

(3) 受付後の手続に関すること。

(受理手続)

第12条 総括通報責任者は、内部通報を受け付けた後は、通報対象事実を是正する必要があるものと判断する場合は、当該内部通報を受理するものとする。

2 総括通報責任者は、内部通報を受理するときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を、遅滞なく通報者に通知するものとする。

3 総括通報責任者は、前項の規定により内部通報を受理する旨を通知するときは、当該内部通報の対応に必要と見込まれる期間を設定し、及び当該期間を遅滞なく通報者に通知するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第13条 従事者は、前条第1項の規定により内部通報を受理したときは、通報者が被通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

- 2 総括通報責任者は、前項の規定による調査（以下「調査」という。）の方法、内容等の適正を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、適宜確認を行わなければならない。
- 3 総括通報責任者は、内部通報対応業務に関する秘密の保持及び個人情報の保護に支障がある場合を除き、通報者に調査の進捗状況を適宜通知するものとする。
- 4 従事者は、調査に当たっては、通報者から面談、電話、書面又は電子メールにより聴取を行い、内部通報の内容に誤りがないか確認するよう努めるものとする。
- 5 従事者は、調査が内部通報に係るものであることを他の職員に認識させないように、内部通報の事案に応じて適切な措置をとるものとする。

（調査の協力）

第14条 従事者は、調査に当たり、関係部課等の長の協力が必要となる場合には、関係部課等の長と連携して調査を行わなければならない。

- 2 従事者から調査の協力を求められた職員等は、調査に誠実に協力をしなければならない。
- 3 職員等は、他の行政機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第15条 従事者は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに総括通報責任者に当該結果を報告しなければならない。

- 2 総括通報責任者は、調査の結果を被通報者の任命権者に報告し、及び通報対象事実の是正に必要な措置（以下「是正措置」という。）をとるよう求めなければならない。
- 3 前項の規定による求めを受けた任命権者は、是正措置をとるものとする。
- 4 是正措置をとった任命権者（市長を除く。）は、その内容を速やかに総括通報責任者に報告しなければならない。
- 5 総括通報責任者は、是正措置がとられた後、通報対象事実が再発していないか又は当該是正措置が十分に機能しているか確認するものとする。

（通報者等の探索の禁止）

第16条 職員等は、通報者又はその関係者を探索してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為が確認されたときは、速やかに処分等を講じるものとする。

（通報者等の保護）

第17条 職員等は、通報者に対して、当該内部通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 職員等は、調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 3 市長は、前2項の規定に違反する行為が確認されたときは、速やかに処分等を講じるものとする。
- 4 総括通報責任者は、被通報者が通報者の存在を知り得る場合には、被通報者が通報者に対して不利益な取扱いを行うことがないよう必要な措置をとるものとする。
- 5 総括通報責任者は、内部通報対応業務が終了した後、通報者に内部通報をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するものとする。
- 6 総括通報責任者は、通報者が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、任命権者に是正措置を求めるものとする。

(意見への対応)

第18条 総括通報責任者は、内部通報対応業務に関して通報者から意見の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の申出の内容が内部通報対応業務に関する秘密又は個人情報の漏えい、調査又は是正措置の遅滞、不適切な調査の実施<sup>[1]</sup>に関するものである場合には、総括通報責任者は、速やかに必要な措置をとった上で、その結果を通報者に通知するものとする。

(相談への対応)

第19条 職員等は、通報窓口に対して、内部通報に関連する相談を行うことができる。

- 2 総括通報責任者は、前項の規定による相談が内部通報に該当すると認められるときは、内部通報として処理するものとする。

(制度の周知)

第20条 総括通報責任者は、内部通報の方法及び取扱い並びに通報者の保護の仕組みについて職員等に周知するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第21条 総括通報責任者は、各年度の終了後、内部通報の運用の状況に関する情報を速やかに公表するものとする。ただし、当該情報を公表することにより、内部通報対応業務に関する秘密の保持及び個人情報の保護に支障が生じる場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。